

「大阪市DXの推進に関する規程」の施行に関する実施要領

施行 令和5年4月19日

(趣旨)

この実施要領は、大阪市DXの推進に関する規程（令和5年3月31日達第15号。以下「本規程」という。）第17条に基づき、本規程の施行に関し必要な事項を定める。

1. 「局等における推進体制について」（第12条・第13条関係）

- (1) DX統括推進者を補佐させるため、局等にDX統括担当者を置くことができる。
- (2) DX統括担当者は、局等の所管事務におけるDXを推進するため、デジタル統括室からの通知や照会等の対応、DX統括推進者が実施する局等内での指導、助言、調整業務等の補佐を主な職務とする。
- (3) 人事異動等により「局等における体制」に変更があった際は、速やかにCDO補佐監に報告しなければならない。

附 則

この実施要領は、令和5年4月19日から施行する。